



島根県報

平成22年6月8日（火）

第2,194号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（森林整備課）	2

【公 告】

平成23年度島根県立農業大学校の学生募集	（農業経営課）	2
----------------------	---------	---

【特定調達公告】

島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施	（会計課）	8
統合認証管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の 落札者等	（警察本部）	10

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務1級検定の実施	（警察本部）	11
--------------------------------	--------	----

【労委告示】

あっせん員候補者の告示		13
-------------	--	----

告 示**島根県告示第402号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社希翔会	居宅介護支援	希翔会居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町後田口431番地	平成22年6月1日
株式会社建装	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 まめのき園	出雲市平田町1733-6	平成22年6月11日

島根県告示第403号

平成21年農林水産省告示第1635号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市加茂町大西471-1、471-2	坪内 良文	雲南市加茂町加茂中1053-7

島根県告示第404号

平成22年島根県告示第371号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市広瀬町東比田2795-3	岡本 博文	安来市広瀬町町帳439-16
安来市広瀬町東比田2796	中西 徹	広島市安佐北区亀山3-8-1

公 告

平成23年度島根県立農業高等学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農業高等学校学則（昭和57年島根

県規則第52号) 第8条第4項の規定により公告する。

平成22年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園芸畜産科	野 菜	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	花 き			
	果 樹			
	肉用牛			
森林管理科	—	10人		

3 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成23年3月に卒業見込みの者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成23年3月に修了見込みの者であって、島根県立農業高等学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業高等学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書(島根県立農業高等学校所定の用紙を用いること。)

(イ) 志望理由書(島根県立農業高等学校所定の用紙を用いること。)

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書(島根県立農業高等学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの)

(オ) 返信用封筒(長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの)

(カ) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)

イ 出願期間

平成22年9月27日(月)から10月12日(火)17時までとし、郵送の場合は、10月12日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業高等学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時 平成22年10月27日(水)9時30分から16時まで

(4) 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

(5) 検定 筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成22年11月4日（木）10時に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農業大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成23年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成23年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

(5) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のイに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のイに該当し、かつ卒業後一定期間が経過したことなどにより出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(5) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）

(6) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

前期試験 平成22年11月15日（月）から11月30日（火）17時まで

後期試験 平成23年1月17日（月）から2月1日（火）17時まで

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

- (7) 日時 前期試験 平成22年12月15日(水) 9時30分から16時まで
後期試験 平成23年2月16日(水) 9時30分から16時まで
- (4) 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- (7) 検定 筆記試験(一般教養、数学、小論文)及び面接試験

イ 合格者の発表

- (7) 日時 前期試験 平成22年12月22日(水) 10時
後期試験 平成23年2月23日(水) 10時
- (4) 場所等 島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

園芸畜産科にあつては次の(7)及び(7)の要件を、森林管理科にあつては次の(4)及び(7)の要件を満たす者とする。

- (7) 島根県立農業大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの担い手育成総合支援協議会の会長が推薦する者
- | | |
|--------------------|---------------------|
| 松江八束地域担い手育成総合支援協議会 | 邑南町農業活性化支援センター運営協議会 |
| 安来地域担い手育成総合支援協議会 | 浜田市農業担い手育成総合支援協議会 |
| 雲南地域担い手育成総合支援協議会 | 江津市農業担い手育成総合支援協議会 |
| 出雲市農業担い手育成総合支援協議会 | 益田市担い手育成総合支援協議会 |
| 斐川町担い手育成総合支援協議会 | 津和野町農業担い手育成総合支援協議会 |
| 大田市農業担い手育成総合支援協議会 | 吉賀町農業担い手育成総合支援協議会 |
| 川本町担い手育成総合支援協議会 | 島前地域担い手育成総合支援協議会 |
| 美郷地域担い手育成総合支援協議会 | 島後地域担い手育成総合支援協議会 |
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主(以下「林業認定事業体」という。)が推薦する者
- (7) 次のaからcまでのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- c その他知事がa又はbに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業大学校に提出すること。
- なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)
- b 志望理由書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)
- c アの(7)のaに定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書(島根県立農業大学校所定の用紙により、担い手育成総合支援協議会の会長又は林業認定事業体が作成したもの)
- e 返信用封筒(長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番

号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの)

f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成22年9月27日（月）から平成23年2月1日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年2月1日までの消印があるものは有効とする。

(5) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時 随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）

b 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

c 検定 小論文及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農業大学校の玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農業大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農業大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は1200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成22年9月27日（月）から平成23年2月1日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年2月1日までの消印があるものは有効とする。

(5) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

- a 日時 随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- c 検定 体験実習等による適性試験、小論文及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農業大学校の玄関前に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のイの(ウ)のa又は(2)のイの(ア)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したことなどにより出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

(1) 対象となる入学検定

- ア 出身学校長推薦入学検定
- イ 一般入学検定

(2) 対象となる者

- ア インフルエンザと診断され、(1)のイ又はイの入学検定の当日の9時30分までに医師の診断書を提出した受験者
 - イ インフルエンザの症状（急な発熱、咳、のどの痛み等）があり、当日に受験できない受験者
- その他追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農業大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

- a 日時 平成22年11月10日（水）9時30分から16時まで
- b 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- c 検定 筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成22年11月17日（水）10時に島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

- a 日時 前期試験 平成22年12月27日（月）9時30分から16時まで
後期試験 平成23年2月28日（月）9時30分から16時まで
- b 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校
- c 検定 筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

- a 日時 前期試験 平成23年1月11日（火）10時
後期試験 平成23年3月7日（月）10時
- b 場所等 島根県立農業大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農業大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農業大学校のホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの）を同封すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年6月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び予定数量

島根県行政ネットワーク用パソコン 390台

(2) 調達する物品の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成22年9月14日まで

(4) 納入期限

平成22年9月14日

(5) 納入場所

島根県内とし、詳細は入札説明書のとおり

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(4) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 入札は、パソコン1台当たりの単価で行う。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成22年7月9日（金）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成22年7月15日（木）午前11時から平成22年7月20日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

平成22年7月21日（水）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階

出納局会計課物品調達室 電話0852-22-5336 ファクシミリ0852-22-5963

ウ 郵便による入札については、平成22年7月21日（水）正午まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年7月21日（水）午後1時30分

イ 場所

(2)のイの場所

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成22年7月9日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成22年7月9日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

5の(2)のイの場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Personal Computer for Shimane Prefectural Network : 390 computers

(2) Period for submission of tender :

From 15 July 2010, 11 : 00 to 20 July 2010, 16 : 00

(Deadline for submission of tender by registered mail : 21 July 2010, 12 : 00)

(3) Contact Point :

Goods and Services Procurement Office

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, JAPAN

TEL : 0852-22-5336

FAX : 0852-22-5963

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年6月8日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

1 落札に係る役務の名称

統合認証管理システムの貸借及び附帯する導入業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成21年12月25日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社中国支店

広島県広島市南区段原南一丁目3番53号

5 落札金額

23,333,772円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成21年11月13日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第54号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年6月8日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	平成22年9月17日（金）午前9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成22年11月13日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	平成22年9月17日（金）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成22年10月30日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○警備業務に関する基本的な事項 ○法令に関すること。 ○乗客等の接遇に関すること。 ○手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○空港に関すること。 ○空港保安警備業務の管理に関すること。 ○航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○乗客等の接遇に関すること。

	<p>○手荷物等検査に関すること。</p> <p>○空港保安警備業務の管理に関すること。</p> <p>○航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p>
--	--

(2) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<p>○警備業務に関する基本的な事項</p> <p>○法令に関すること。</p> <p>○貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>○貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>○運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>
実技試験	<p>○貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>○貴重品運搬警備業務の管理に関すること。</p> <p>○運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p>

4 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受検しようとする警備業務の種別（以下「当該警備業務」という。）に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けているものであって、同合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年8月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(7) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(エ) 4の(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(カ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受験資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき委嘱したあつせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成22年6月8日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏名	現職	経歴	委嘱年
吾郷 計宜	弁護士	民事調停委員 島根県弁護士会会長 第41、42期島根県労働委員会委員	平成20年
浅田 憲三	弁護士	島根県弁護士会会長 第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
近藤 正三	島根大学名誉教授 岡山商科大学名誉教授	島根大学教授 第9、11、12、18～42期島根県労働委員会委員	昭和39年
林 周一郎	有限会社マツジョウ常務	株式会社山陰中央新報社経営企画室業務推進 役兼論説委員 第40～42期島根県労働委員会委員	平成17年
松原 三朗	弁護士	島根県公益認定等審議会委員 第42期島根県労働委員会委員	平成21年
大崎 康弘	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長	島根県職員労働組合執行委員長	平成21年

	全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長	第42期島根県労働委員会委員	
佐藤 伸廣	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 U I ゼンセン同盟島根県支部長	京都府労働委員会委員 第40～42期島根県労働委員会委員	平成18年
田中 義夫	日本労働組合総連合会島根県連合会執行委員 全日本運輸産業労働組合連合会島根県連合会執行委員長 全日通労働組合島根県支部執行委員長	島根県地方労働審議会委員 第41、42期島根県労働委員会委員	平成19年
堀内 幹夫	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 三菱農機労働組合執行委員長	島根県地方労働審議会委員 第42期島根県労働委員会委員	平成21年
矢倉 淳	日本労働組合総連合会島根県連合会会長	第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
井田 敬三	社団法人島根県経営者協会顧問	株式会社山陰合同銀行検査部長 第39～42期島根県労働委員会委員	平成15年
江田 小鷹	社団法人島根県経営者協会常任理事 出雲商工会議所会頭 三和興業株式会社代表取締役社長	第37～42期島根県労働委員会委員	平成11年
島崎 誠	三菱農機株式会社常務取締役	三菱重工フォークリフト販売株式会社常務取締役総務部長 第41、42期島根県労働委員会委員	平成20年
杉谷 雅祥	社団法人島根県法人会連合会会長 島根県中小企業団体中央会会長 社団法人島根県経営者協会常任理事 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長	第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
櫛山 陽介	社団法人日本ガス協会中国部会理事 社団法人島根県経営者協会常任理事 浜田商工会議所副会頭 浜田ガス株式会社代表取締役社長	第38～42期島根県労働委員会委員	平成13年
門脇 弘政	島根県労働委員会事務局長	島根県議会事務局次長	平成22年
道前 緑	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県健康福祉部青少年家庭課児童・家庭相談支援スタッフ上席調整監	平成22年